

経済産業省  
貿易経済局 貿易管理部  
安全保障貿易管理課 黒田課長殿  
安全保障貿易審査課 三橋課長殿

28 貿情セ調（経提）第9号

平成29年2月17日

写)

安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿、飯泉法規係員殿  
安全保障貿易審査課 伊藤統括審査官殿、中村上席審査官殿  
安全保障貿易管理課 渡辺係長殿 桑原係長殿

運用通達 2の項（貨物等省令第1条第六号及び第十号関連）解釈の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター  
核・原子力分科会  
主査 鈴木 彩子  
生物・化学兵器製造装置分科会  
主査 藤井 弘史

平成27年2月25日付け27 貿情セ調（経提）第13号にて、運用通達 2の項（貨物等省令第1条第六号及び第十号関連）の解釈について改正を要望致しましたが、不採用の回答とその理由を連絡頂きました。不採用の理由に対するコメントを以下ご連絡するとともに、再度改正要望致しますのでご検討をお願いします。

1. 不採用理由に対するコメント

不採用理由	CISTEC コメント
カラムという用語は充てん塔のものではなく、分離用設備にも原子力にも使用されるものであり、現行のままとする。トレーはトレイに修正。	「カラムという用語は充てん塔のものではなく」は意味不明です。「カラム」は「塔」に相当する英語の技術用語です。又、「分離用設備にも原子力にも使用されるもの」の意味も不明です。充てん塔は、原子力、化学工業、その他分野に共通して使用される技術用語で、各種分野での分離用設備において使用されるものです。

2. 運用通達の解釈の現行記載文及び再度の改正提案文

現行記載文

2			
	リチウムの同意元素の分離用の装置	次のいずれかに該当するものを含む イ リチウムアマルガムのために特別設計された <u>パツクド液一液交換カラム</u> ロ～へ 省略	
	有効長	<u>充てんタイプの塔</u> 中にある <u>充てん材料</u> の実際の高さ又は <u>板タイプの塔</u> 中にある <u>接触板</u> の実際の高さをいう。	

改正提案文

2	リチウムの同意 元素の分離用の 装置	次のいずれかに該当するも のを含む イ リチウムアマルガムの ために特別設計された <u>充 てん塔型液-液交換塔</u> ロ～へ 省略	
	有効長	<u>充てん塔</u> 中にある <u>充てん物を充てんした部分</u> の実際の高 さ又は <u>棚段塔</u> 中にある <u>トレーを組み立てた部分</u> の実際の 高さをいう。	

3. NSG原文

4.B.2. Hydrogen-cryogenic distillation columns

Technical Note: The term ‘effective length’ means the active height of packing material in a packed-type column, or the active height of internal contactor plates in a plate-type column.

2.B.2. Lithium isotope separation facilities or plants, and systems and equipment therefor, as follows:

N.B.: Certain lithium isotope separation equipment and components for the plasma separation

process (PSP) are also directly applicable to uranium isotope separation and are controlled under INFCIRC/254 Part 1 (as amended).

- a. Facilities or plants for the separation of lithium isotopes;
- b. Equipment for the separation of lithium isotopes based on the lithium-mercury amalgam

process, as follows:

- 1. Packed liquid-liquid exchange columns specially designed for lithium amalgams;
- 2. Mercury or lithium amalgam pumps;
- 3. Lithium amalgam electrolysis cells;
- 4. Evaporators for concentrated lithium hydroxide solution;

4. 提案理由

- (1) 充てんタイプの塔は、通常充てん塔と呼ばれ、広く認知されている。しかも、現行の解釈「充てん物」の中で既に用いられている。
- (2) 充てん材料という用語が用いられているが、充てん物という同じものを意味する用語が、現行の解釈の中で既に用いられており、敢えて変える必要はないと考える。
- (3) 板タイプの塔は、通常、棚段塔と呼ばれ、広く認知されている。しかも、現行省令中に既に用いられている。
- (4) 接触板は、通常用いられておらず、段板、プレート、トレイ、トレーと呼ばれている。
- (5) 有効長とは、多数個の充てん物が充てんされた状態の高さ、或いは複数枚のトレーが組み立てられて装填された状態の高さを言う。単一の充てん物やトレーの高さではないことを明確に表すべきである。
- (6) パックドカラムは、日本語では、充てん塔と訳される。

以上